

税務システム等標準化検討会 (第1回)

事務局提出資料
(今後の進め方等)

令和2年6月15日
総務省自治税務局

目指す姿

背景

- 「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元年6月21日閣議決定)において、地方団体の情報システムについては、国の主導的な支援の下で標準化等を進めることとされているところであり、地方団体の業務プロセス・情報システムの標準化を進めることとなった。
- 併せて、「新経済・財政再生計画 改革工程表2019」(令和元年12月19日諮問会議決定)及び「デジタル・ガバメント実行計画」(令和元年12月20日閣議決定)においても、住民記録分野に加え、介護保険等の福祉分野や地方税分野についても、令和2年度以降、業務プロセス・情報システムの標準化を進めることが明記されており、これに沿って推進することとなった。
- 先行して標準化の検討を行っている住民記録分野の検討内容を踏まえて、地方税分野でも検討を行う。

標準化による各主体のメリット

- (1) 住民・企業等のサービス利用者:地方団体毎に異なる申請様式・手法が統一的に実施されることで、手続の簡素化や合理化が実現する。
- (2) 地方団体:限られた人材や専門的な知識・ノウハウを共有することで、システム調達や法令改正対応等の業務及び調整に係るコストが減少し、他の業務に人材を充当できる。また、財政面では、カスタマイズ抑制、システム共同化による割り勘効果を生むことで、導入・維持管理費用を削減する。
- (3) 事業者:個別のカスタマイズ要望が減ることによりその対応に係る負担が減少し、人口減少下で希少化するシステムエンジニアの人員を他の分野に投入し、創意工夫による競争が可能となる。

効果

- (1) 地方団体のシステム調達において標準仕様を活用することで、調達プロセス自体を大幅に効率化する。
- (2) 標準仕様を活用した調達により、カスタマイズの抑制と維持管理コストの削減を図る。また、事業者間での円滑なシステム更改も可能とする。
- (3) カスタマイズ抑制により、広域クラウドの推進を図る。

総務省の検討体制

自治体システム等標準化検討会

税務システム等標準化検討会
(座長: 庄司昌彦)
(事務局: 自治税務局)

住民記録システム等標準化検討会
(座長: 庄司昌彦)
(事務局: 自治行政局)

個人住民税
ワーキングチーム
:WT
(事務局)
自治税務局
・電子化推進室
・市町村税課

法人住民税
ワーキングチーム
:WT
(事務局)
自治税務局
・電子化推進室
・都道府県税課

固定資産税
ワーキングチーム
:WT
(事務局)
自治税務局
・電子化推進室
・固定資産税課

軽自動車税
ワーキングチーム
:WT
(事務局)
自治税務局
・電子化推進室
・自動車税制企画室

収滞納管理
ワーキングチーム
:WT
(事務局)
自治税務局
・電子化推進室
・企画課

分科会
(分科会長)
後藤省二
(事務局)
自治行政局
行政経営支援室

方向性

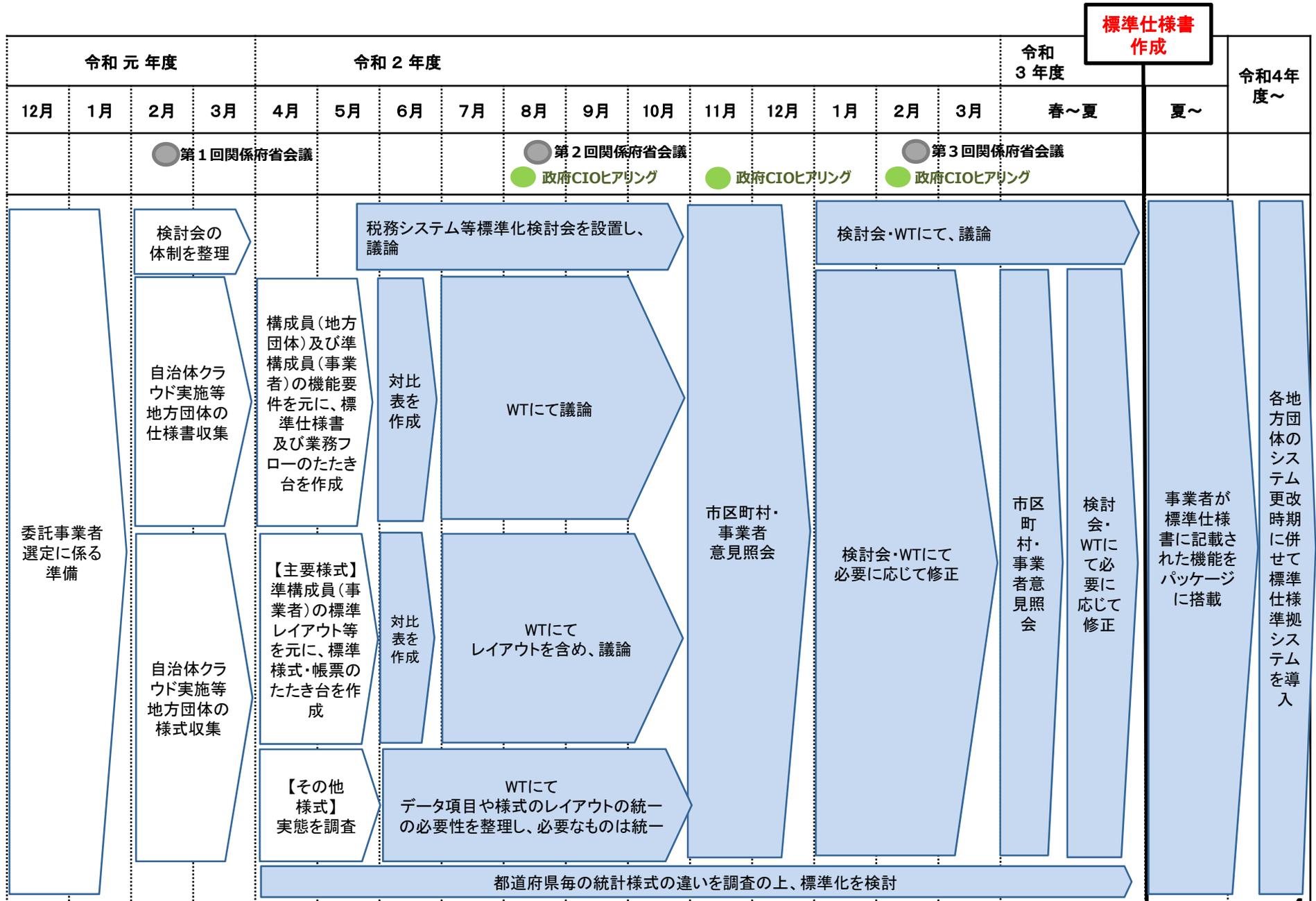
- 地方団体、事業者、関係者がコミットした形で市区町村における地方税分野の基幹システムに係る標準仕様書を作成する。《令和3年夏頃までを予定》
- 各事業者(※1)は、標準仕様書に記載された機能をパッケージに搭載する。
※1 事業者間の競争環境を確保。各社が標準システムを自由に提供し、競争環境の中で、各地方団体が各社の製品を自由に選択可能となる姿を目指す。
いずれは、全国的なサービスとしてLGWAN等のクラウド上でパッケージシステムの提供サービスを実施することが推奨される。
- 地方団体は、システム更新時期(5年程度)を踏まえつつ速やかに導入する。その際、各地方団体が原則としてカスタマイズせずに利用する姿を実現する。

方針

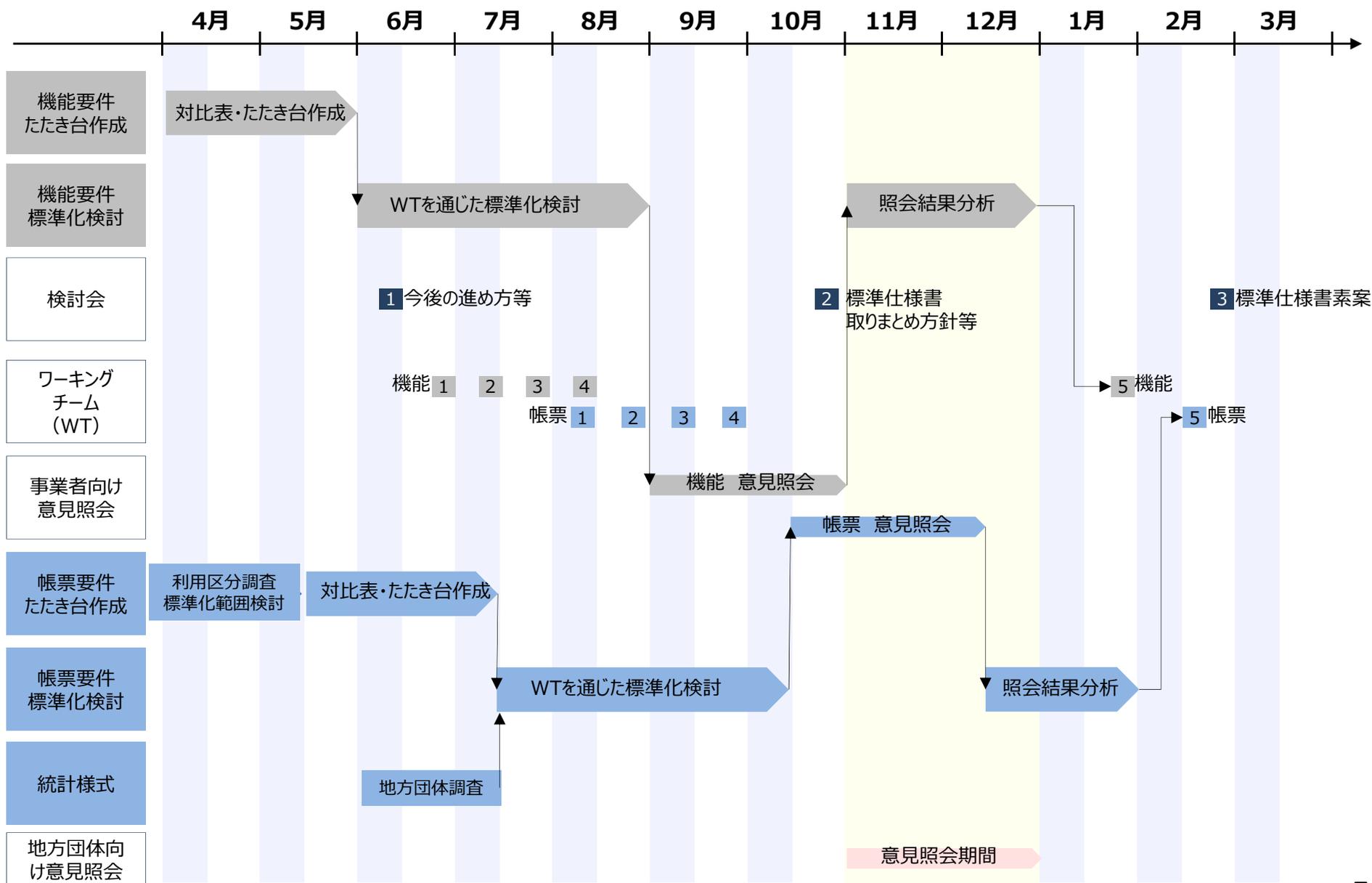
- (1) 対象団体:全ての市区町村。
- (2) 対象分野:地域情報プラットフォーム標準仕様書(※2)における地方税業務ユニット(個人住民税・法人住民税・軽自動車税・固定資産税・収滞納管理)を基本とする。
※2 地方団体の庁内の様々な業務システム間の情報連携を可能とする標準仕様。地方団体業務のうち、住民基本台帳、個人住民税等27業務の情報システムについて標準化。(一財)全国地域情報化推進協会(APPLIC)において「地域情報プラットフォーム標準仕様書」として公開・運用中。
- (3) 標準仕様書の取り扱い:住民記録システム標準仕様書で検討されている標準準拠の基準(※3)と同様とする。異なる取り扱いを行う場合は、検討会・WTIにおいて議論を行い、明らかにする。

※3 標準化対象範囲において定義すべき機能について、【実装すべき機能】、【実装しない機能】、【実装してもしなくても良い機能】の3類型に分類し、可能な限り3類型のいずれかに該当するか分類をした上で、定義すべき機能の範囲内で分類されていない機能は、カスタマイズ抑制、事業者間移行の円滑化の観点から、実装しない機能と同様のものとして位置付ける。

全体スケジュール

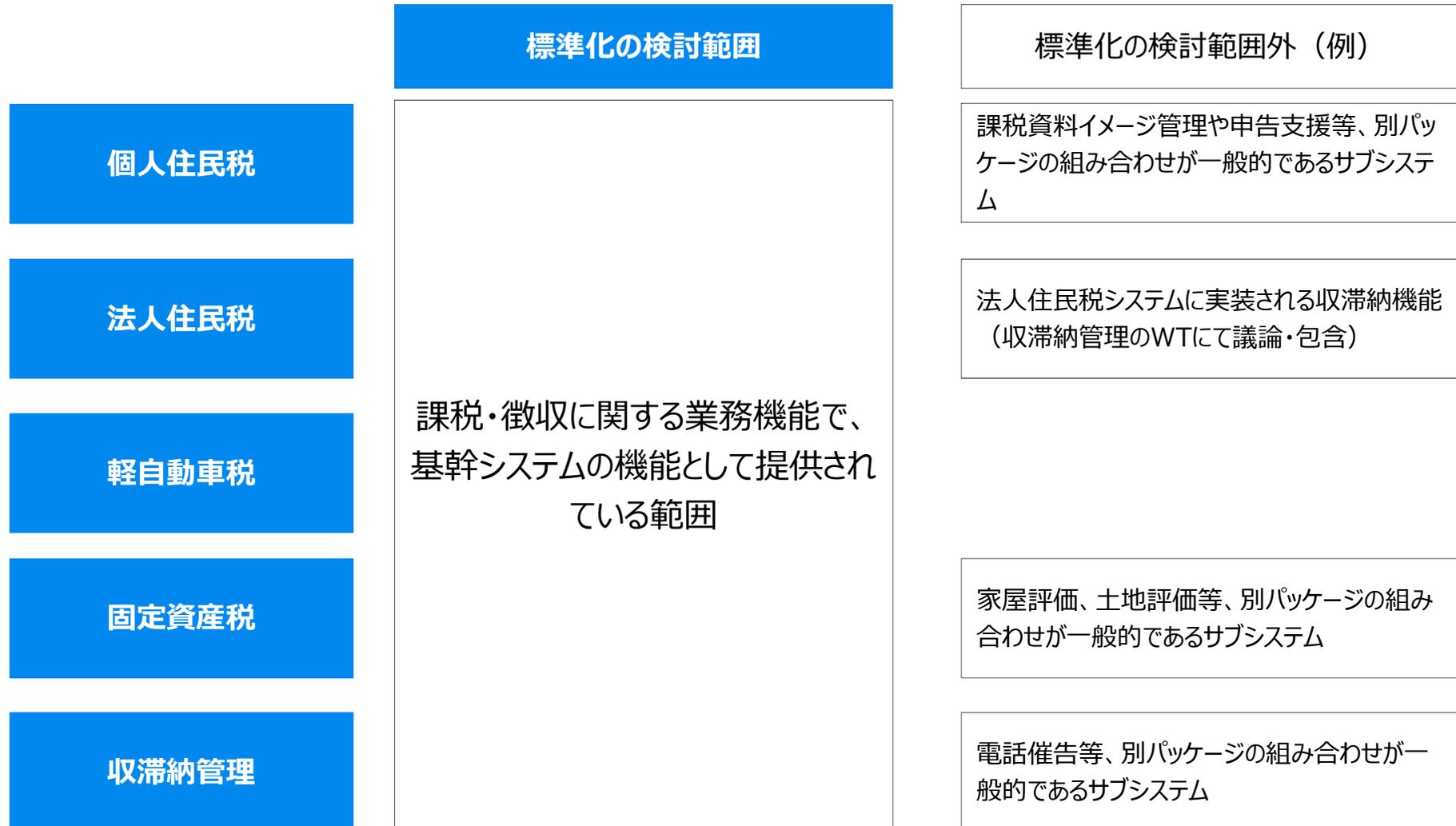


令和2年度検討スケジュール



標準化検討対象範囲(システム)

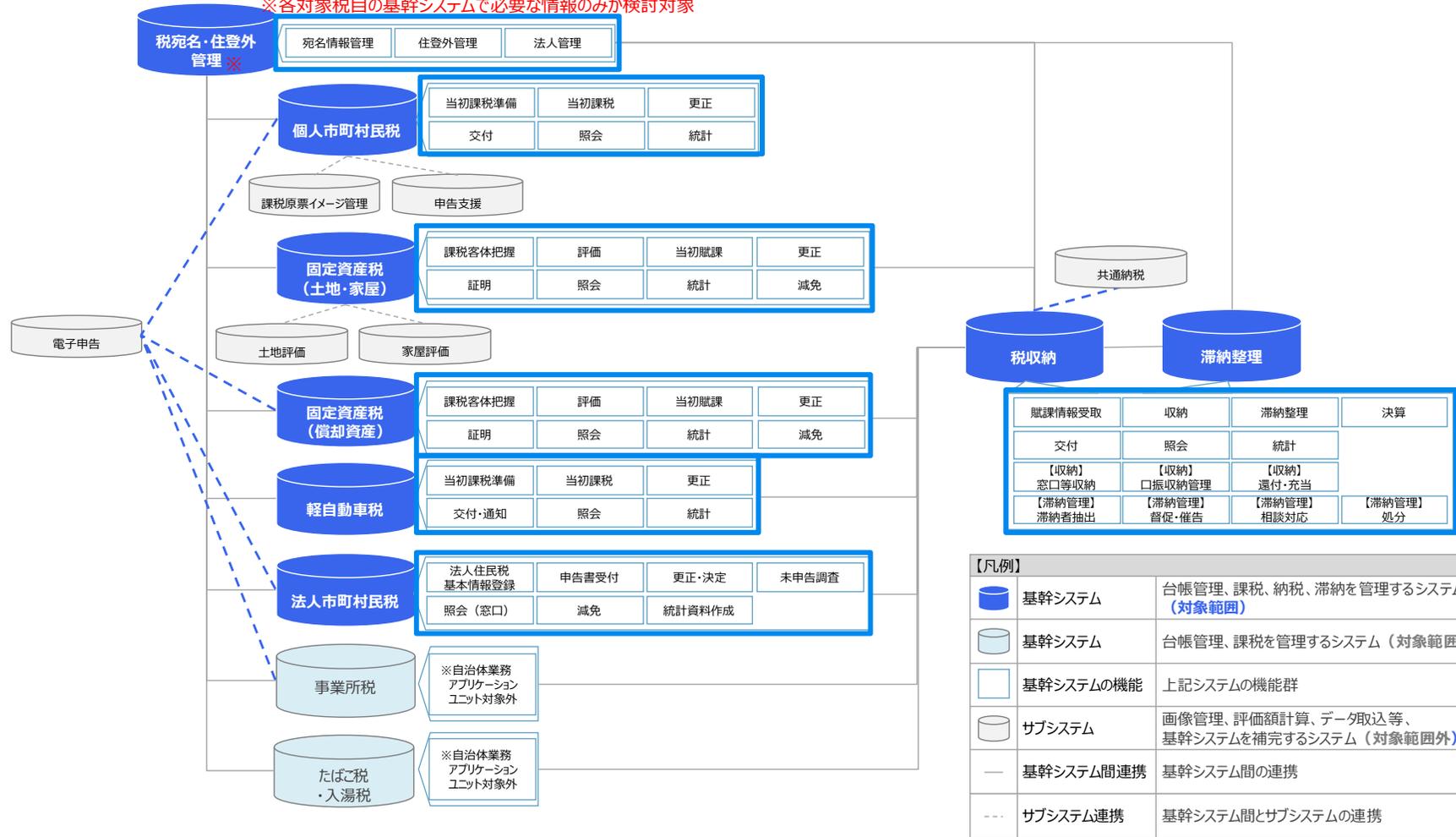
- 検討対象システム:地方税(個人住民税、法人住民税、軽自動車税、固定資産税、収滞納管理)の業務に係る市区町村の基幹システム。
- 各税目に係るサブシステムは、検討の対象範囲外。収滞納管理業務のうち、国民健康保険税や「料」に係る業務は対象範囲外とする。



〈参考〉標準化検討対象範囲(システム)

税パッケージシステムの全体像と標準仕様書の対象範囲

※各対象税目の基幹システムで必要な情報のみが検討対象



標準仕様書の構成要素(イメージ)

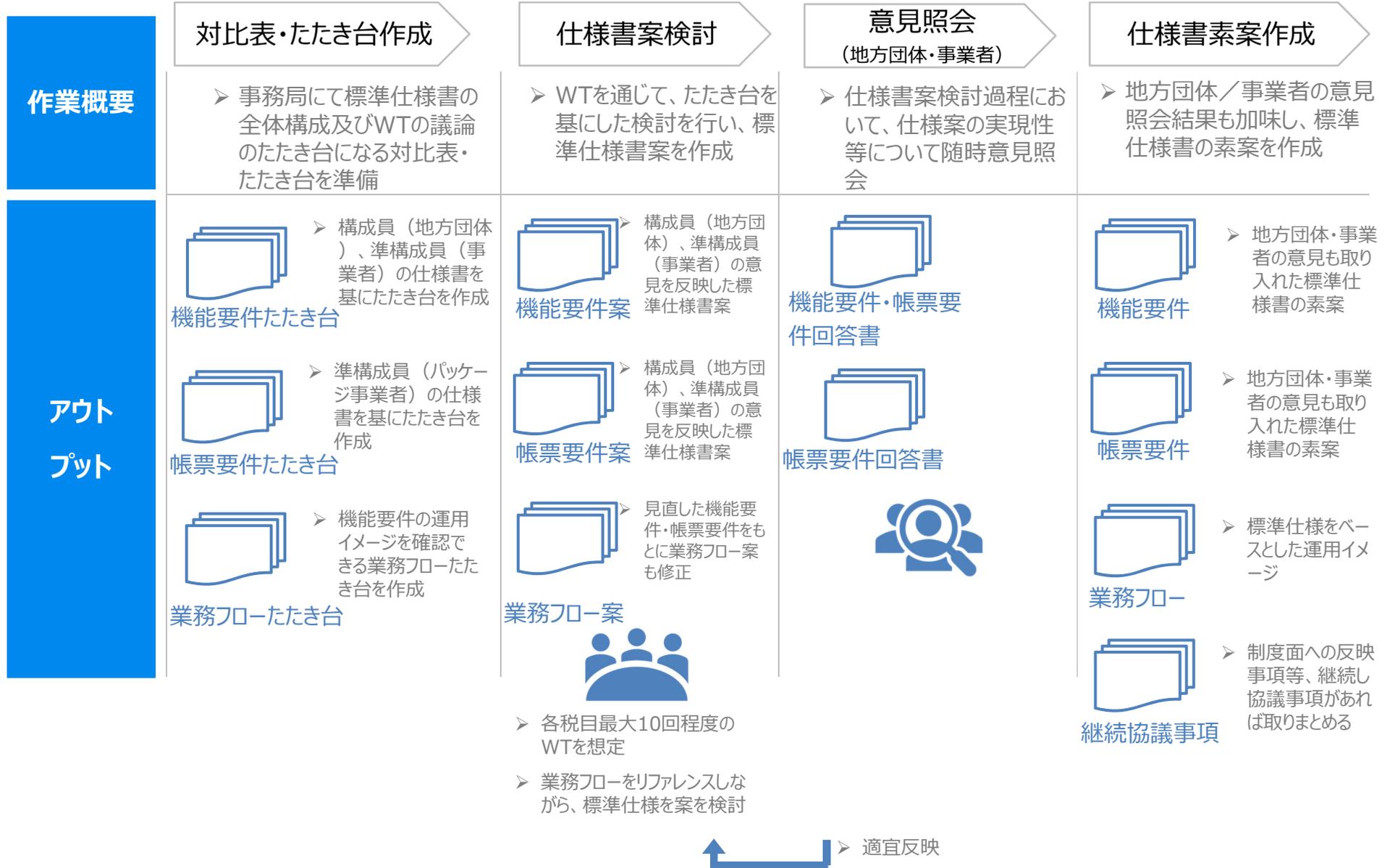
- システムを構成する主要な機能要件、帳票要件(システムから出力するもの)、業務フロー、非機能要件が対象。
- システムの画面要件及び専ら操作性に関する機能(ヘルプやガイドの具体的内容等)は、カスタマイズの発生源になっている場合等を除き、原則として対象外とする。

項目		対象	理由・詳細
機能要件	機能	○	最も効率的な運用方式を検討し、機能を標準化する
	画面表示(画面遷移等)・専ら操作性	×	カスタマイズの発生源になっている場合等を除き、各社の創意工夫に委ねる
	データ要件	○	中間標準レイアウト仕様を踏まえ、基幹システム内で管理するデータの項目、内容等を整理する
	外部連携IF	○	地域情報プラットフォーム標準仕様を踏まえ、基幹システムが他から受け取るデータの項目、内容等を整理する
帳票要件	外部帳票	○	複数の地方団体とやり取りがある法人等の事務負担軽減や、独自様式によるカスタマイズ抑制に寄与する
	レイアウト	△	原則法令に規定があるものや、統一指針があるものを中心に定義する その他、AI-OCRやRPAの対象となり得る申告様式等は、可能な限り標準様式を定義する
	出力項目	○	統一指針がないものであっても、データ項目を揃える観点から標準を定義する
	内部用帳票	○	地方団体の業務上出力項目やレイアウトの定義が必要な場合は出力項目やレイアウトを定義する。 地方団体の業務上帳票として実装が必須でないもので、カスタマイズの発生源にならないものは、機能要件として検討することもあり得る。
業務フロー		○	要件の運用イメージを確認できる業務フローを定義する
非機能要件	文字	○	住民記録システム等標準化検討会で示されている要件をベースに検討する
	可用性、性能・拡張性、運用・保守性、移行性、セキュリティ、システム環境・エコロジー	○	住民記録システム等標準化検討会で示されている非機能要件をベースに検討する

目次

第1章 本仕様書について.....	14		
1. 背景	15	8.3 特別永住者	235
2. 目的	16	9 パッチ	237
3. 対象	20	10 共通	244
4. 本仕様書の内容.....	24	11 エラー・アラート項目.....	257
第2章 業務フロー等.....	27	第4章 様式・帳票要件.....	278
1. 業務フロー	28	20.1 住民票の写し等.....	297
2. DMM (Diamond Mandala Matrix).....	67	20.2 転出証明書等.....	310
3. DFD (Data Flow Diagram).....	75	20.3 住民基本台帳の一部の写し.....	314
第3章 機能要件	88	20.4 住民票コード通知票等.....	316
1 管理項目	89	20.5 その他	320
1.1 住民データ.....	90	20.6 住民基本台帳関係年報の調査様式.....	346
1.2 異動履歴データ.....	125	第5章 データ要件	347
1.3 その他の管理項目.....	131	第6章 非機能要件	372
2 検索・照会・操作.....	136	第7章 用語	374
2.1 検索	137		
2.2 照会	142		
2.3 操作	145		
3 抑止設定	147		
4 異動	152		
4.1 届出	163		
4.2 職権	179		
4.3 住民票コードの異動.....	192		
4.4 個人番号の異動.....	195		
4.5 外国人住民のみに関係する異動.....	196		
4.6 異動の取消し.....	202		
5 証明	205		
6 統計	216		
7 連携	219		
7.1 CS連携・番号連携.....	220		
7.2 庁内他業務連携.....	226		
8 実装してもしなくても良い機能.....	230		
8.1 コンビニ交付.....	231		
8.2 本人通知制度.....	233		

検討会・WTでの検討プロセス(令和2年度)



WTでの検討材料(機能要件:対比表)

1 APPLIC機能構成図 (DMM:次項) を基に機能要件項目を事務局にて定義済

3 WTでの比較議論を踏まえて、標準仕様書案を作成する (素案は事務局にて作成済)

2 構成員(地方団体)及び準構成員(事業者)の機能要件比較表及びそこから考えら得る検討項目案(論点案)を事務局にて設定済。これを基に、WTで比較議論を行う。

機能名称	仕様書引き台	選定自治体_機能要件				ベンダ_機能一覧			標準化候補検討		
		A市 (18万人)	B市 (10万人)	C市 (6万人)	D市 (35万人)	X社	Y社	Z社	要求定義 団体数	標準化 (案)	検討項目
I. 当初賦課準備											
I.1. 基本情報管理											
I.1.1. 基本情報管理	賦課期日現在の他業務情報や前年度の賦課情報などに基づき、新年度の課税根拠となる基本情報を抽出して一括更新・管理(登録、修正、削除)できること。個別での更新・管理(登録、修正、削除)もできること。 (※情報登録に必要な連携システムは地域情報プラットフォームより定義)	・賦課期日現在の他業務情報や前年度の課税情報などに基づいて、課税の根拠となる新年度基本情報を抽出し、一括更新・修正できること。 ・個別での管理もできること。 ・個別で更新・修正もできること。	・賦課期日現在の他業務情報や前年度の課税情報などに基づいて、課税の根拠となる新年度基本情報を一括登録できること。 ・個別での管理もできること。	・賦課期日現在の他業務情報や前年度の課税情報などに基づいて、課税の根拠となる新年度基本情報を一括・個別で登録できること。	・1月1日時点の情報から賦課データを作成する。 ・賦課データ用の基本ファイル作成機能(住民記録の情報を参照して作成)	・当初賦課処理機能(台帳作成、賦課データ作成、通知書作成)を有すること。	・前年度課税対象者マスタと、住基、宛名マスタから新年度課税対象者マスタを作成する。	4	○	○データ時点 ・賦課期日現在 ○台帳登録方法 ・一括(バッチ/オンバッチ問わず)、個別(オンライン)の両方をマスタとし、登録後の個別修正までを定義 ○データ連携が伴うため、必要な連携情報を地域情報プラットフォーム標準I/Fより定義。(弊社標準機能モデルを参照)	
I.1.2. 課税対象者個人に対して、メモが登録・修正・削除できること。メモ(100文字程度)は複数登録でき、時系列順に表示できること。		・課税台帳にメモ機能を有すること。	・メモ機能を有すること。	・課税対象者にメモを登録できること。 ・メモは登録順に表示ができること。	・メモ入力機能により、入力したメモの内容を照会、修正ができる。	・課税対象者管理(世帯台帳)機能 ※メモ、申告状況等の管理		3	○	・メモを時系列で表示する機能を必須とするか否か	
I.1.3. (ベンダ機能要件より) 課税情報がない人にも入力することができること。					・課税情報がない人にも入力することができる。			0	△	(追加要件) ※ベンダ要件より定義。ベンダ意見照会を通じて要件の妥当性を検証。	
I.1.4. 資料番号に対する検索結果から個人を指定し、賦課準備データの修正・削除・照会ができること。 【確認】 ・業務運用上は、(賦課)資料番号からの確認が重要と想定。		・資料番号検索ができること。	・通知書番号から個人を指定できること。	・資料番号等から個人を指定できること。 ・(別件で)台帳データの照会・修正ができること。	・賦課資料の整理用番号を自動付番する。確認番号管理のデータを変更できる。 ・確認番号管理にデータを追加・修正・照会できる。重複チェックができる。	・資料番号の自動付番機能とデータ修正を行う機能を有すること。		4	○	<論点1> ・番号は、「資料番号(資料取込時の番号)」、「(賦課)通知書番号」のいずれが必要か <論点2> ・実務においては、 ①資料or通知書番号から検索 ②情報を照会し、資料と照合があるか確認 ③照合があればその場で修正する(画面を行き来しないイメージ)	

地方団体の機能要件から共通的に必要とされている要件(共通のニーズ)が把握できる

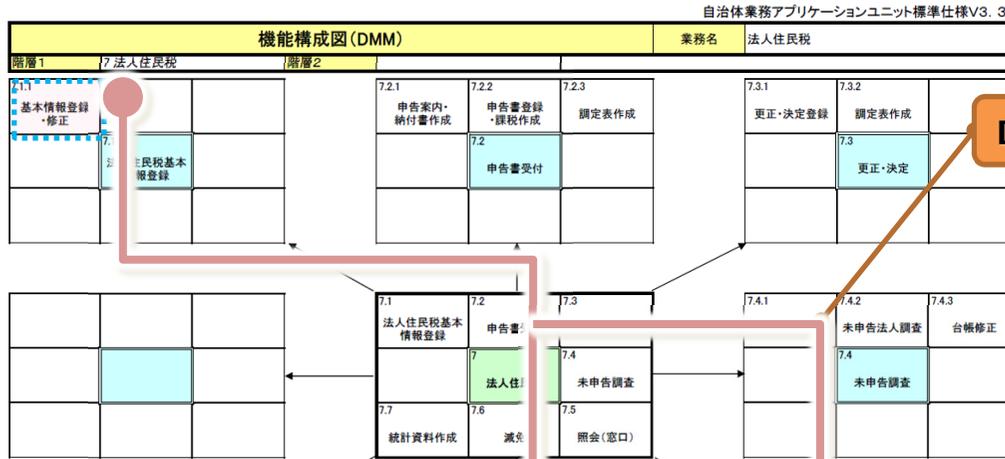
事業者の機能一覧から、共通事項や差異を把握できる

〈参考〉標準仕様書項目(機能要件)等の定義方法

- 標準仕様書の機能要件項目及び業務フロー区分は、APPLIC(*1)にて定義される機能構成図(DMM*2)の業務モデルを基に、定義を行っている。

*1 APPLIC: (一財)全国地域情報化推進協会

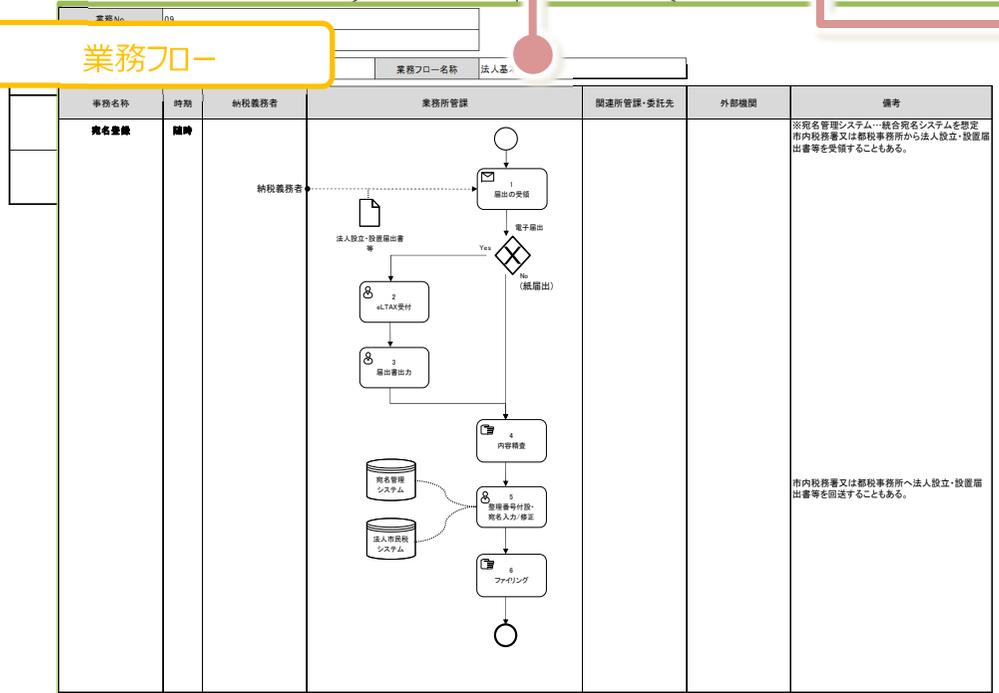
*2 Diamond Mandara Matrix: 各税業務の業務機能の構成を階層的にマトリクスで表したもの



DMMの機能に紐付けて機能要件項目、業務フロー区分を定義

機能要件一覧

業務フロー



機能名称	仕組書ひな型
法人住民税基本情報管理 基本情報登録・修正	<p>法人設立(設置)届出、異動届、申告書に基づき、以下の法人基本情報を登録できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人番号(国税法人管理番号) 法人管理番号(団体独自に付番している番号) 共通宛名の管理番号 法人名(漢字・カナ・アルファベット) 代表者名(漢字)、代表者住所 本店区分、本店(所在地、郵便番号、電話番号)、市町村内事務所(名称、所在地、電話番号、郵便番号) 届出日 異動日(登記上の住所異動日等、法人の異動が行われた日) 設立日、設置日、廃止日、解散日、清算完了日、休業日 異動区分(設立、設置、異動、事務所廃止、解散、合併解散、清算完了、休業、除却・復活等) 法人区分(普通法人、公益法人等)、組織区分(株式会社、有限会社等) 登録送付先 届出区分(事業所/寮等) 決算期(半年決算法人の管理を含む)、事業年度 資本金の額 従業員数 分割区分 産業分類コード、事業種目 連絡申告情報 税理士情報(氏名、住所、電話番号等) 事業開始・終了・休止年月日 法人税申告期限延長の効分の有無および期間 収益事業の有無 減免・非課税区分 申告書発送区分 届付口座情報 <p>※支店情報は無制限に登録できること</p>
	<p>法人台帳を新規作成する際、法人管理番号が自動付番されること。</p>
	<p>宛名登録時の二重登録チェックができること。</p>

WTでの検討材料(帳票:対比表)

- 準構成員のシステムが持つ出力項目を比較して標準仕様案を検討する。
- 標準仕様書はAPPLICにて定義される機能構成図(DMM)の業務モデルを基に、帳票項目の定義を行っている。

帳票要件分析表_02_法人市民税

No.	帳票名称	帳票概要(帳票の用途)	標準対応パッケージ				媒体	出力頻度	標準仕様(案)		
			A社	B社	C社	D社			送付先	用紙仕様	
										用紙種別	サイズ
1	予定申告書	選択された法人に対して個別に印字する申告書(第二十号の様式) 随時分	予定申告書	予定申告書	予定申告書	予定申告書	紙・データ(加工不可)	随時	該当法人等	専用紙	A4
3	中間申告書	選択された法人に対して個別に印字する申告書(第二十号様式) 随時分	中間申告書	中間申告書	中間申告書	中間申告書	紙・データ(加工不可)	随時	該当法人等	専用紙	A4
2	確定申告書	選択された法人に対して個別に印字する申告書(第二十号様式) 随時分	確定申告書	確定申告書	確定申告書	確定申告書	紙・データ(加工不可)	随時	該当法人等	専用紙	A4
4	納付書	選択された法人に対して個別に印字する納付書(確定・中間・予定分)	納付書	納付書	納付書	納付書	紙・データ(加工不可)	随時	該当法人等	専用紙	A4
5	更正決定通知書	税額の更正または決定について、法人へ通知する。	更正通知書	更正決定通知書	更正・決定通知書	更正・決定通知書	紙・データ(加工不可)	随時	該当法人等	専用紙	A4
6	減免決定通知書	指定調定年月処理分の減免決定通知書	減免決定通知書	-	-	免除通知書	紙・データ(加工可)	随時	該当法人等	専用紙	A4

#	表示項目	パッケージごとの出力項目			備考(表示条件など)
		A社	B社	C社	
		1	宛名	○	
2	カスタマーバーコード	○	○	○	
3	年度	○	○	○	
4	納税義務者		○	○	
5	発送番号		○		自動採番
6	封入番号	○		○	外部委託データの作成時
7	発行日付	○	○	○	
8	市長名	○	○	○	
9	電子公印		○	○	
10	所有者		○		
11	連番		○		
12	頁		○		
13	コメント				「本書のとおり通知します。」
14	口座		○	○	金融機関名
15	口座	○	○	○	番号
16	口座		○	○	種別
17	口座			○	振替区分
18	口座		○		金融機関名称(コード)
19	口座		○		支店(コード)
				○	義人

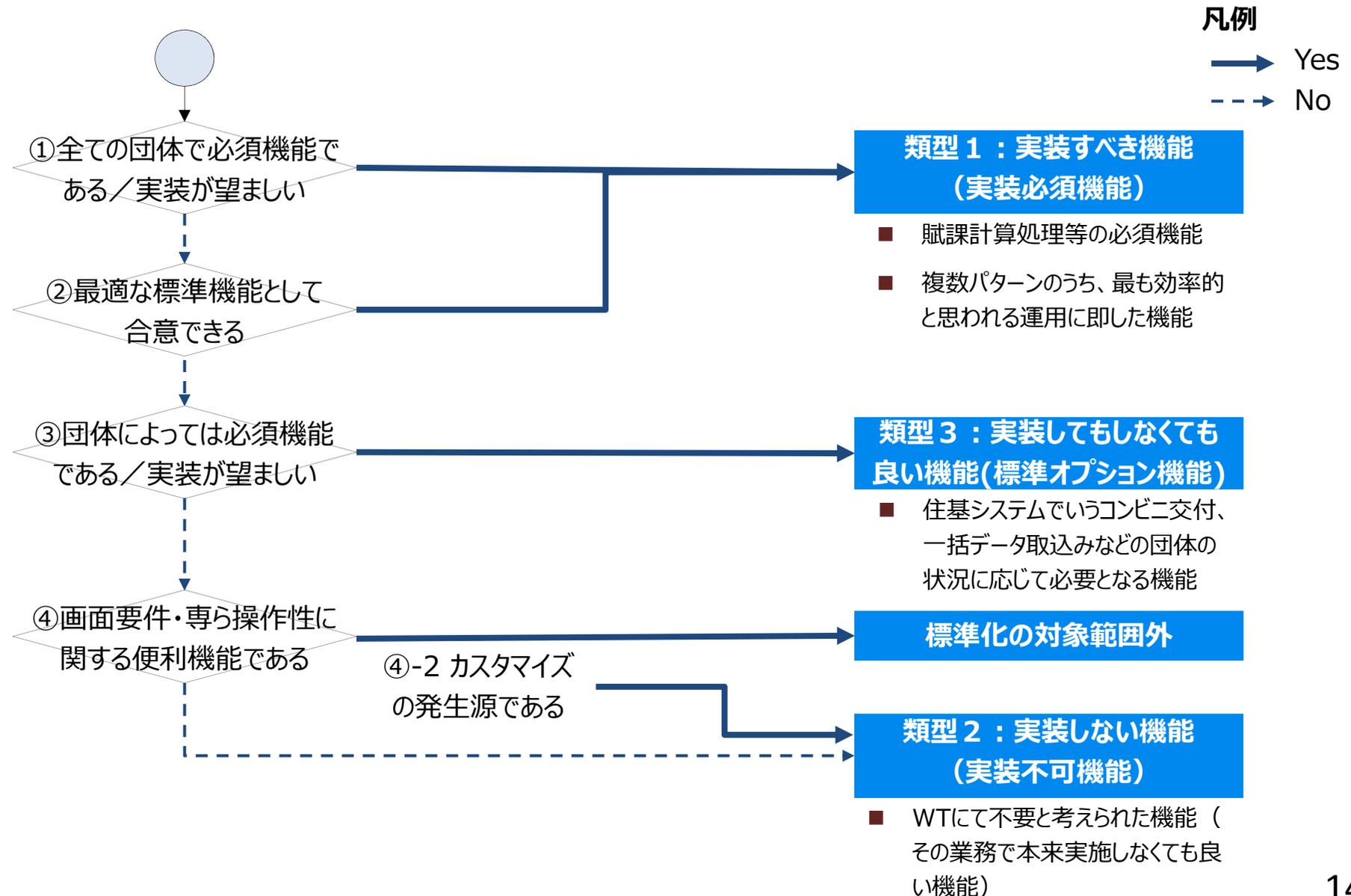
帳票名称毎に表示項目を定義

帳票要件

WTでの比較議論を踏まえて、標準仕様書案を作成する(素案は事務局にて作成済)

WTでの標準仕様案(機能要件)の考え方(判断フロー)

○WTにて、対比表を基に標準仕様案を検討するに当たっては、以下の流れを基本とする。



WTでの標準仕様案(機能要件)の考え方(判断基準)

<p>①全ての団体で必須機能である／実装が望ましい</p>	<p>全ての団体で同様の機能を要望している／実装が望ましい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該機能がないとシステム化の意義が薄まる／全団体で効率化や市民サービス向上の効果が得られるため、WTにて全会一致で必須機能又は実装が望ましいと結論できる ・全ての製品に機能が実装されているため、全国の地方団体で要望されていると推察できる
<p>②最適な標準機能として合意できる</p>	<p>WTにて最適な機能が一意に決定できる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方団体の業務運用が複数パターンあることに起因して機能要求に差がでていますが、最も効率的な／本来あるべき運用をWTにて選定でき、それに沿った機能要求を定義できる ・法解釈の差異や自治範囲となる運用方式に起因して機能要求に差が出ているが、標準化の指針を総務省として提示できる（WTで結論が出せないものを想定） ・将来的な住民サービス等の在り方や電子地方団体の推進施策等を踏まえ、システム実装についての指針を出すべきと判断できる
<p>③団体によっては業務上の必要性が認められる／実装が望ましい</p>	<p>WTにて一部の団体における業務上の必要性が認められる／実装が望ましいと結論できる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての団体で必須ではないが、政策／条例／住民サービスの実施方式により、一部の団体においては必須となることがWTにて認められる ・全ての団体で必須ではないが、地方団体の規模によっては対象のデータ数が数万件に達するなど、当該機能がないと業務が非効率的になることがWTにて認められる ・全ての団体で必須ではないが、地方団体の組織体制（機能を集約している、支所があるなど）／外部委託の有無によっては、当該機能がないと業務が非効率的になることがWTにて認められる
<p>④画面要件・専ら操作性に関する便利機能である</p>	<p>画面要件や、業務遂行に必須ではない専ら操作性に関する機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・画面表示・画面遷移や、ヘルプやガイドの具体的内容、リストを出力するか画面で確認するかなどのシステムの操作性に係る機能である ・ただし、上記に当てはまる場合でも、カスタマイズの発生源になっているなどの場合はこの限りではない（類型2：実装不可とする）

【類型2:実装しない機能】の標準仕様書への記載要否

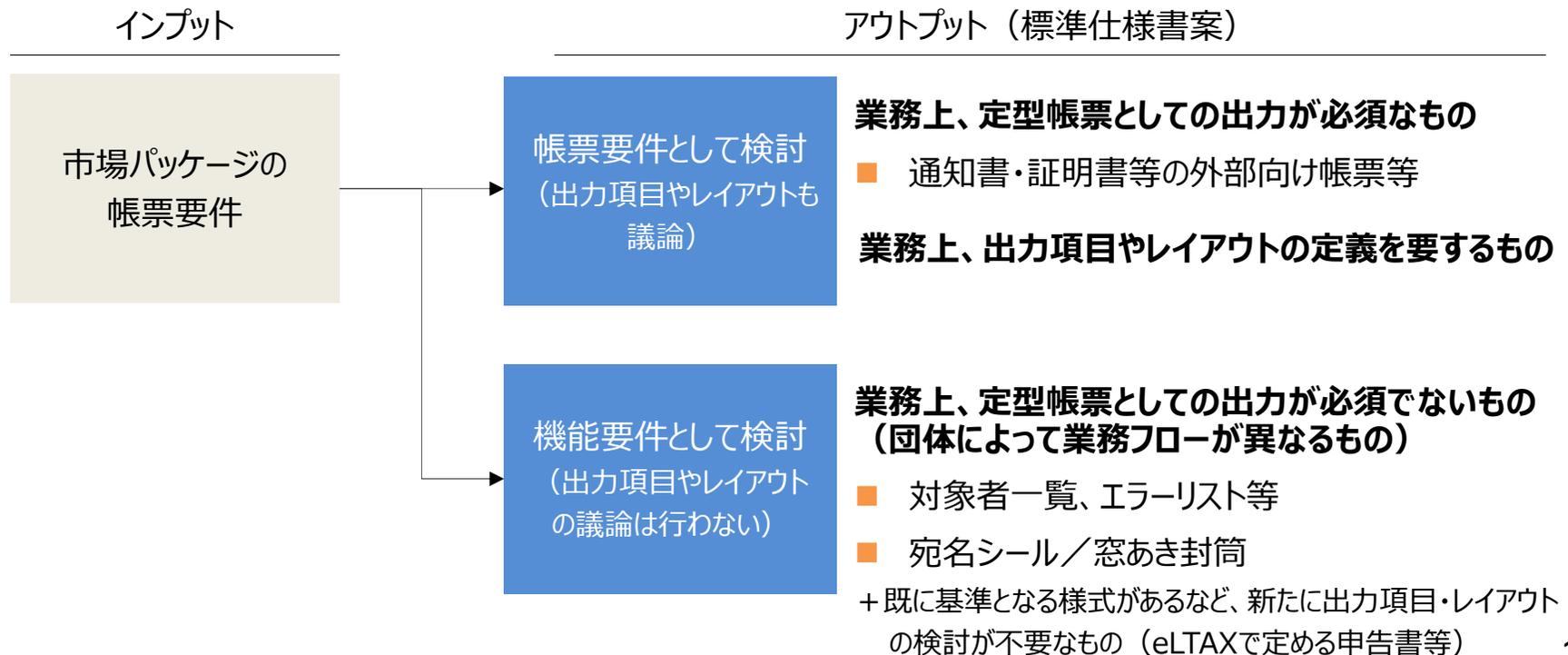
- 原則、標準仕様書に記載されないものは実装ができないため、WTにて不要とされた要求を【類型2:実装しない機能】として仕様に明記する必要はない。
 - しかし、記載の粒度上、明記しないと標準仕様として定義した他の要求に包含されてしまい、実装が可能と読み取れる場合に、【類型2:実装しない機能】として仕様書に明記する。
- ※ カスタマイズの発生源となるなど実装すべきでないと明示すべき場合も、【類型2:実装不可機能】として明記する。

包含関係イメージ	判断と対応	具体例
	<p>WTにて不要とした要求を明記しないと、包含関係で実装可能と読み取れる →類型2として仕様に明記</p>	<p>【標準仕様として定義した要求】 ✓ A通知書をシステム印刷できること</p> <p>【不要とした要求】 ✓ A通知書に〇〇という項目をシステム印刷できること</p>
	<p>WTにて不要とした要求を明記しなくても、実装不可であると読み取れる →仕様書に明記しない</p>	<p>【標準仕様として定義した要求】 ✓ A通知書をシステム印刷できること</p> <p>【不要とした要求】 ✓ B通知書をシステム印刷できること</p>

WTでの標準仕様書案(帳票要件)の考え方

- システムから出力する帳票(内部用・外部用)を対象とする。
- カスタマイズ抑制の観点から、まず出力項目を定義する。レイアウトは、原則法令に規定があるものや統一指針があるものを中心に、その他AI-OCRやRPAの対象となり得る申告様式等を、可能な限り定義する。
- 内部帳票は、地方団体の業務上帳票として実装が必須でないもので、カスタマイズの発生源にならないものは、機能要件として検討することもあり得る。

帳票要件として検討するか／機能要件として検討するか



〈参考〉 APPLIC税タスクフォース

- 本税務システム等標準化検討会及びその下の各税目別ワーキングチーム(WT)において標準化の議論を進める過程で、APPLIC税タスクフォースの協力を得て、以下のとおり連携する。

APPLIC税 タスクフォース

APPLICに設置いただいたAPPLIC税タスクフォース（TF）において、以下の項目を中心に、質疑対応・議論を行っていただく。議論に関しては、APPLICにてとりまとめ後、総務省に提出していただく。

- 1 レビュー：総務省が策定する機能標準に対する分析、レビュー、コメント
- 2 地域情報プラットフォーム質問対応：総務省からの地域情報プラットフォーム標準仕様の内容に関する問い合わせへの対応
- 3 地域情報プラットフォーム標準仕様改定方向性検討：機能標準の決定に合わせ地域情報プラットフォーム標準仕様に必要な改定の方向性について検討

総務省検討会

総務省から準構成員（事業者）宛に、WTでの検討過程で生じた論点等に対する意見・情報提供を求め可能性があるため、その際に対応をいただく。